

一般事業主行動計画について

全職員が家庭と仕事の両立をしながら働く環境づくりを目指し、次のような行動計画を策定する。

○行動計画

育児休業等に関する諸制度及び就業規則の周知

○目標

1. 育児・介護休業に関する就業規則のさらなる周知
2. 子供出生時における父親の休暇制度取得の再周知

○計画期間

平成 29 年 10 月 1 日 ～ 平成 32 年 9 月 30 日まで

○対策

社内掲示板、イントラネット等で育児・介護休暇等の規程について周知を行う。

以上